

昭和二十七年法律第二百一十七号

戦傷病者戦没者遺族等援護法

目次

|                               |                                 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 第一章 総則（第一条—第六条）               | 第二章 援護                          |
| 第一節 障害年金及び障害一時金の支給（第七条—第二十二条） | 第二節 遺族年金及び遺族給与金の支給（第二十三条—第三十三条） |
| 第三節 引慰金の支給（第三十四条—第三十九条）       | 第四章 審査請求（第四十条—第四十二条）            |
| 第五章 雜則（第四十三条—第五十一条）           | 第六章 附則                          |
| 第一章 総則                        | （この法律の目的）                       |

第一条 この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、國家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。  
(軍人軍属等)

第二条 この法律において、「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。

一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）（以下「改正前の恩給法」という。）第十九条に規定する軍人、準軍人その他の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に准すべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。以下「軍人」という。）

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者と同様の業務につき協力中の者

三 昭和二十年三月二十三日の閣議決定国民義勇隊の隊員

四 昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員（昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。）又は当該満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員（当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。）

五 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者

三 旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧関東州国家総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員

四 もとの陸軍又は海軍の指揮監督のもとに前号に掲げる者の業務と同様の業務にもつぱり従事中の南満洲鉄道株式会社（南満洲鉄道株式会社に関する件（明治三十九年勅令第二百二十二号）に基いて設立された会社をい

う。）の職員及び政令で定めるこれに準ずる者

前項第一号及び第二号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、この法律の適用については、軍人軍属とみなす。

同項第四号に掲げる者は、同号に規定する勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていたものは、その抑留されていた間に限り、同号に該当するものとみなす。

この法律において、「準軍属」とは、次に掲げる者をいう。

一 旧國家総動員法第四条若しくは第五条（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州國家総動員令においてあるもの及び第一項第三号に該当する者であつて同条第一項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。）

又は総動員業務の協力者と同様の事情のものと同様の業務につき協力中の者

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者と同様の業務につき協力中の者

三 昭和二十年三月二十三日の閣議決定国民義勇隊の隊員

四 昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員（昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。）又は当該満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員（当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。）

五 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者

三 旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧関東州国家総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員

四 もとの陸軍又は海軍の指揮監督のもとに前号に掲げる者の業務と同様の業務にもつぱり従事中の南満洲鉄道株式会社（南満洲鉄道株式会社に関する件（明治三十九年勅令第二百二十二号）に基いて設立された会社をい

う。）の職員及び政令で定めるこれに準ずる者

前項第一号及び第二号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、この法律の適用については、軍人軍属とみなす。

同項第四号に掲げる者は、同号に規定する勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていたものは、その抑留されていた間に限り、同号に該当するものとみなす。

この法律において、「準軍属」とは、次に掲げる者をいう。

一 旧國家総動員法第四条若しくは第五条（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州國家総動員令においてあるもの及び第一項第三号に該当する者であつて同条第一項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。）

又は総動員業務の協力者と同様の事情のものと同様の業務につき協力中の者

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者と同様の業務につき協力中の者

三 昭和二十年三月二十三日の閣議決定国民義勇隊の隊員

四 昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員（昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。）又は当該満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員（当該満洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。）

五 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者

三 旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧関東州国家総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員

四 もとの陸軍又は海軍の指揮監督のもとに前号に掲げる者の業務と同様の業務にもつぱり従事中の南満洲鉄道株式会社（南満洲鉄道株式会社に関する件（明治三十九年勅令第二百二十二号）に基いて設立された会社をい

（公務傷病の範囲）

第四条 軍人が負傷し、又は疾病にかかつた場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾患病を公務によるものとみなすとき、及び軍人の特別の事情に関連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条における場合を含む。）の規定により防空の実施に従事中の者又は同法第六条ノ二第二項（旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてによる場合を含む。）の規定により防空の実施に従事中の者又は同法第六条ノ二第二項（旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてによる場合を含む。）の指定を受けた者（第一項第三号に掲げる者を除く。）

前項第四号に掲げる者で、昭和二十年九月二日において海外にあつたものは、同日以後引き続き海外にあつた限り、同号に該当するものとみなし。

この法律において、「準軍属」とは、同号に該当するものとみなす。





|           |                            |          |                               |          |                               |  |
|-----------|----------------------------|----------|-------------------------------|----------|-------------------------------|--|
| 二十万四千円    | 配偶者がないときの額に一人まるでのときの額を加えた額 | 三万六千円    | 三万六千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 | 三万九千円    | 三万九千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 同項        | 前項                         | 前項       | 前項                            | 前項       | 前項                            | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 第三項及第     | 第八条第                       | 第八条第     | 第八条第                          | 第八条第     | 第八条第                          | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 二項        | 第五項                        | 第五項      | 第五項                           | 第五項      | 第五項                           | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 第三項       | 第六項及                       | 第六項及     | 第六項及                          | 第六項及     | 第六項及                          | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 二項        | 第七項                        | 第七項      | 第七項                           | 第七項      | 第七項                           | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 第一項       | 第八条表のとおり                   | 第八条表のとおり | 第八条表のとおり                      | 第八条表のとおり | 第八条表のとおり                      | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 前項条の第三、〇五 | 四、一〇                       | 四、一〇     | 四、一〇                          | 四、一〇     | 四、一〇                          | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| ○円        | ○円                         | ○円       | ○円                            | ○円       | ○円                            | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 三、〇〇      | 三、〇〇                       | 三、〇〇     | 三、〇〇                          | 三、〇〇     | 三、〇〇                          | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 七、五〇      | 七、五〇                       | 七、五〇     | 七、五〇                          | 七、五〇     | 七、五〇                          | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |
| 令で定める額    | 令で定める額                     | 令で定める額   | 令で定める額                        | 令で定める額   | 令で定める額                        | 二、三八二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額 |

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 2          | 前項の改定率とは、第一号の規定により設定し、第二号から第五号までの規定により改定した率をいう。   | 第八条の四 障害年金を受ける権利を有する者に対する更に障害年金を支給すべき事由が生じたときは、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決により、その者に前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を支給する。   |
| 3          | 第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害年金を受ける権利を取得した者については、第七条第十三項の規定を適用しない。  | 第八条の四 障害年金を受ける権利は、消滅する。   |
| 4          | 第八条第一項又は第八条の二第一項の規定にかかるわらず、第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の障害を併合した障害の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から従前の障害の程度に応じて同項を適用して得た額を控除した額に後に生じた障害年金の支給事由の別により厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。 | 第八条第一項又は第八条の二第一項の規定にかかるわらず、第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の障害を併合した障害の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から従前の障害の程度に応じて同項を適用して得た額を控除した額に後に生じた障害年金の支給事由の別により厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。 |
| 5          | 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。  | 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。  |
| (期限つき障害年金) | 第一項   | 第一項   |

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 2          | イ 当該年度の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二十七条に規定する改定率（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定したものに限る。以下「国民年金改定率」という。） | 第十二条 厚生労働大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行うにあつて、将来、その障害が回復し、又はその程度が低下することがあると認められるときは、直近の当該改定が行われた年度（この号から第五号までの規定による改定率を引き上げる改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年度）の国民年金改定率 |
| 3          | 当該年度の前年度における改定率が一を下回り、かつ、当該年度の国民年金改定率が国   | 当該年度の前年度における改定率が一を下回り、かつ、当該年度の国民年金改定率が国  |
| 4          | 三、六三、六三九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額   | 三、六三、六三九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額  |
| 5          | 三、〇〇三、〇〇七、五〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額  | 三、〇〇三、〇〇七、五〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額   |
| (期限つき障害年金) | 第一項   | 第一項  |

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 2          | 前項の期限の到来前六月前までに障害が回復しない者で、その障害の程度がなお第七条第一項に規定する期限に附することができる。 | 第十三条 厚生労働大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行うにあつて、将来、その障害が回復しない者で、その障害の程度がなお第七条第一項に規定する期限に附することができる。 |
| 3          | 前項の期限の到来前六月前までに障害が回復しない者で、その障害の程度がなお第七条第一項に規定する期限に附することができる。 | 第十三条 厚生労働大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行うにあつて、将来、その障害が回復しない者で、その障害の程度がなお第七条第一項に規定する期限に附することができる。 |
| 4          | 三、六三、六三九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額                        | 三、六三、六三九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額  |
| 5          | 三、〇〇三、〇〇七、五〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額                       | 三、〇〇三、〇〇七、五〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額   |
| (期限つき障害年金) | 第一項  | 第一項  |

(障害年金又は障害一時金の控除)

**第十二条** 恩給法若しくは旧恩給法の特例に関する件又は旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)、この法律若しくは未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六百六十一号)の規定により傷害賠償金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金又は障害一時金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金又は障害一時金の額から、既に受けた傷病賠償金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

(障害年金の始期及び終期)

**第十三条** 障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

一 第七条第一項の規定により支給する障害年金 昭和二十七年四月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)

二 第七条第八項の規定により支給する障害年金 昭和三十四年一月(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月)

三 第七条第六項又は第十一項の規定により支給する障害年金 昭和四十六年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)

四 第七条第三項の規定により支給する障害年金 昭和四十七年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)

五 第七条第四項又は第十項の規定により支給する障害年金 昭和四十八年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)

六 第七条第二項若しくは第九項又は第八条の第一項の規定により支給する障害年金 第

七条第二項若しくは第九項又は第八条の第四項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四条第一項の政令で定める審議会等が定める月

七 第七条第五項、第七項又は第十二項の規定により支給する障害年金 昭和五十五年十二月(同月一日後同条第一項に規定する程度の障害の状態になつた者に支給するものについては、同条第五項、第七項又は第十二項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四条第一項の政令で定める審議会等が定める月)

2 第十条第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定された額による障害年金の支給は、同条第三項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四条第一項の政令で定める審議会等が定める月から始まる。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第十四条 障害年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。  
二 日本の国籍を失つたとき。  
三 厚生労働大臣によつて第七条第一項に規定する程度の障害の状態がなくなつたものと認定されたとき。

(障害年金の支給停止)

2 当たつては、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決を経なければならぬ。

(障害年金の支給停止)

第十五条 障害年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)を除く。)により、増加恩給その他障害年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受け定めたとき。

三 厚生労働大臣は、前項第三号の認定をするに当たつては、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決を経なければならない。

(障害年金の支給停止)

第十六条 障害年金又は障害一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合は、その者に支給すべき障害年金又は障害一時金を受ける権利の受継があることを定めたとき。

(障害年金又は障害一時金の支給停止)

第十七条 障害年金又は障害一時金の支給を請求することができる。

(障害年金又は障害一時金の支給停止)

第十八条 障害年金又は障害一時金の請求をしていない前項の場合において、死亡した者がその死亡前に支給していないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金又は障害一時金を請求することができる。

(障害年金又は障害一時金の支給停止)

第十九条 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属である者(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。)の遺族

日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者は、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月以降は、その支給を停止しない。

(遺族年金及び遺族給与金の支給)

第二十三条 次に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属である者(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。)の遺族

二 障害年金(当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるものに限る)又は軍人たるによる増加恩給の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者(当該障害年金又は増加恩給の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるものにあつては、昭和二十九年四月一日以後に死亡した者は、増加恩給の支給事由である公務上の負傷又は増加恩給による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない)の遺族

三 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和二十七年四月一日前に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者で、死亡の日ににおいて当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の障害の状態にあつたもの(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になつた者及び当該障害の状態になつた日において日本国籍を有しなかつたか、又はその後日本国籍を失つた者を除く。)の遺族

四 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に第七条第三項に規定する地域における在職期間において事変に関する勤務に連絡して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族(前三号に掲げる遺族を除く。)

五 第七条第六項に規定する地域における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族(前三号に掲げる遺族を除く。)の遺族

六 第七条第二項若しくは第九項又は第八条の第一項の規定により支給する障害年金 第

第十七条から第二十二条まで 削除

前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

前項ただし書の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても障害年金又は障害一時金を受けたものの裁判又はその支給は、全員に対してしたもののみなす。



者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

3 次の各号に掲げる者（第一項の規定に該当する者を除く。）であつて、第四条第一項の政令で定める審議会等が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受けるべき範囲の遺族とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日まで引き続く軍人軍属の在職期間の初日（その者の死亡の日が軍人軍属としての勤務を解かれた日以後であるときは、当該勤務に係る在職期間の初日とし、以下この項において「軍人軍属としての勤務につけた日」という。）又は引き続く準軍属たる期間の初日（その者の死亡の日が準軍属たる期間を経過した日以後であるときは、当該期間の初日とし、以下この項において「準軍属となつた日」という。）の前日において死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしており、かつ、その日から死亡した者の死亡の当時まで引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が準軍属とならなかつたならば、これらの条件に該当していたものと認められる者を含む。）であつて、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものに限る。

一 死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその死亡した者の同月二日における夫婚姻による妻の父若しくは母（入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。）又はその配偶者であつて、同日ににおいてその死亡した者との戸籍内にあつたもの

三 死亡した者が軍人軍属としての勤務について死亡した者が軍人軍属となる日の前日におけるそ

四 死亡した者が軍人軍属としての勤務について死亡した者が軍人軍属となる日の前日において死亡した者の父又は母の配偶者（第一号に掲げる者を除く。）

四 死亡した者が軍人軍属としての勤務について死亡した者が軍人軍属となる日の前日において死亡した者は准軍属となつた日の前日において死亡した者

総組の届出をしていないが事実上死亡した者

の養父又は養母と同様の事情にあつた者であつて、その日から死亡した者の死亡の日までに当該届出をしなかつたことにつき相当の理由があると認められるもの

（遺族年金及び遺族給与金の支給条件）

第二十五条 夫、子、父、母、孫、祖父、祖母、入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者については、遺族年金は、これ

の死亡の日が、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日）において、それぞれ第一項各号に規定する条件に該当する場合及びその後はじめてそれぞれこれらの条件に該当するに至つた場合に支給する。

（遺族年金及び遺族給与金の額）

入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者については、一人に

の死亡の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、それぞれ第一項各号に規定する条件に該当する場合及びその後初めてそれぞれこれらの条件に該当するに至つた場合に支給する。

二 一夫については、六十歳以上であること、障害の状態にあつて生活資料を得ることができないこと、又は死亡した者の死亡の当時から引き続き障害の状態にあること。

二 二子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて、配偶者がないこと、又は障害の状態にあって、生活資料を得ることができないこと。

三 三父及び母については、六十歳以上であること。障害の状態にあつて生活資料を得ることができるないこと、又は配偶者がなく、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四 四孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて、配偶者がなく、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

五 五祖父、祖母、入夫婚姻による妻の父及び母、並びに前条第三項に規定する者については、八十歳以上であること、又は障害の状態にあって、生活資料を得ることができないこと。

六 六夫、子、父、母、孫、祖父、祖母、入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者については、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において六十歳であるものとみなす。

族が昭和三十四年一月一日（死亡した者の死亡の日が、昭和三十四年一月二日以後であるときは、その死亡の日）において、それぞれ第一項各号に規定する条件に該当する場合及びその後はじめてそれぞれこれらの条件に該当するに至つた場合に支給する。

（遺族年金及び遺族給与金の額）

は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万二千円とする。

（遺族年金及び遺族給与金の額）

百九十六万六千八百円を先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万二千円をえた額を先順位者の数で除して得た額

二 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父、母、第二十四条第三項に規定する順位者、配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父、母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後に定する者の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

三 前条第一項の規定にかかるわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の額は、前項の規定にかかるわらず、死亡した者の死亡の当時における障害の程度に応ずる障害年金の額に相当する額を、同項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金又は遺族給与金の額の割合に応分して得た額とする。

四 第二十三条第一項第六号若しくは第七五五七、六〇〇円号又は同条第二項第五号若しくは第六六〇〇円号に掲げる遺族

五 第二十三条第一項第八号から第十号まで又は同条第二項第七号若しくは第八四〇〇円号に掲げる遺族

六 第二十三条第一項第十一号又は同条第三三五、四〇〇円

給する遺族給与金については、前条第一項中「七万二千円」とあるのは「五万六千四百円」と、「百九十六万六千八百円」とあるのは「百五十七万三千五百円」とする。

（遺族年金及び遺族給与金の額）

条第二項第二号及び第三号に掲げる遺族に遺族年金又は遺族給与金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金又は遺族給与金の総額が死亡した者の死亡の当时における障害の程度に応ずる障害年金の額を超えるときは、各遺族に支給すべき遺族年金又は遺族給与金の額は、前項の規定にかかるわらず、死亡した者の死亡の当時における障害の程度に応ずる障害年金の額に相当する額を、同項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金又は遺族給与金の額の割合に応分して得た額とする。

二 第二十三条第一項第二号及び第三号に掲げる遺族に遺族年金又は遺族給与金を支給する場合において、同条第二項第五号から第十号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人の場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が二人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。

三 第二十三条第一項第六号若しくは第七五五七、六〇〇円号又は同条第二項第五号若しくは第六六〇〇円号に掲げる遺族

四 第二十三条第一項第八号から第十号まで又は同条第二項第七号若しくは第八四〇〇円号に掲げる遺族

五 第二十三条第一項第十一号又は同条第三三五、四〇〇円

（遺族年金及び遺族給与金の額）

（改定率）

（改定率）

（改定率）

（改定率）

（改定率）

（改定率）

（改定率）

（改定率）

（改定率）



遺族給与金を受ける権利を有するときは、同項の規定にかかるわらず、これらの遺族年金又は遺族給与金を併給する。

前項の場合において、同項に規定する先順位者は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかるわらず、次の各号に定める額とする。

一 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族

第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族により支給するものである場合には、第

二十六条第一項の規定により算出した額から七万二千円を控除した額

二 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号から第五号まで又は第二項第二号から第四号までに掲げる遺族たるにより支給するものである場合には、第

二十七条第一項の規定により算出した額から五

万六千四百円を控除した額

三 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七条第一項の規定が適用されるときは、同項の規

定により算出した額から、その額の同条第一項の規定により算出した額に対する割合を五

万六千四百円に乗じて得た額を控除した額

第八条の三第一項の改定率が一を上回る場合においては、前項第一号中「七万二千円」とあるのは「七万二千円に第八条の三第一項の改定率（以下この項において「改定率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とす

（遺族年金と扶助料等との調整）

**第三十二条の二** 遺族年金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令（船員保険法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）を除く。）により、同一の事由による恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料その他の遺族年金に相当する給付を受けることができる場合に、その給付を受けた者が、その給付を受けることができる期間、その間に支給すべき遺族年金の支給を停止する。た

だし、遺族年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる遺族に支給する遺族年金は、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、同一の事由による当該遺族年金に相当する給付を受けることができる者がある場合には、その給付を受け

ることができる期間、その支給を停止する。

**第三十二条の三** 遺族給与金と公務扶助料等との調整

（遺族給与金と公務扶助料等との調整）

の死亡に関し、他の法令（船員保険法を除く。）により、恩給法第七十五条第一項第二号に掲げ

る額の扶助料その他の遺族給与金に相当する給付を受けることができる者がある場合には、その

給付を受けることができる期間、その支給を停

止する。ただし、遺族給与金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分

についても、この限りでない。

（遺族年金又は遺族給与金の返還の免除）

第三十二条の四 死亡したものと認定されていた軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者が生存していることが判明した場合におい

て、その遺族と認定されていた者に遺族年金又

は遺族給与金が支給されているときは、当該生

存の事実が判明した日までにすでに支給した遺

族年金又は遺族給与金は、国庫に返還させない

ことができる。

**第三十三条** 第十五条及び第十六条の規定は、遺

族年金又は遺族給与金の支給に準用する。

**第三十四条** 昌和十二年七月七日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後に

おいて死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（昭和十六年十二月八日前に死亡したこと

が、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

2 前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。

一 昭和十二年七月七日以後における事変に関する勤務又は戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後引き続き勤務していった間又は引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生労働大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した準軍属又は準軍属であつた者（昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

3 前項の規定の適用については、準軍属としての勤務に関連する負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。

**第三十五条** 弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）で、死亡した者

の死亡の当時の国籍を有していたものと

その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）で、死亡した者

の死亡の当時の国籍を有していたものと

その者によつて生計を維持し、又はその者と生

計をともにしていた者に限る。）で、死亡した

者によつて生計を維持し、又はその者と生

（以下本条において遺族という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と婚姻した場合でも、死亡した者と同じ氏を称していた配偶者がその氏を改めないで婚姻したときは、本号の順位とする。）

二 子（昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

三 父母

四 孫（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

八 第四号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

九 第六号において同号の順位から除かれている孫

十 第一号において同号の順位から除かれている配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行つたもの

十二 前各号に掲げる者以外の遺族

十三 前号第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族となつされた者

十四 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行つたもの

十五 第二号において同号の順位から除かれている配偶者

十六 第二号において同号の順位から除かれている孫

十七 第二号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十八 第二号において同号の順位から除かれている孫

十九 第二号において同号の順位から除かれている配偶者

二十 第二号において同号の順位から除かれている孫

二十一 第二号において同号の順位から除かれている配偶者

二十二 第二号において同号の順位から除かれている孫

二十三 第二号において同号の順位から除かれている配偶者

(弔慰金の額及び記名国債の交付)

**第三十七条** 弔慰金の額は、死亡した者一人につき五万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

前項に定めるもの以外、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(弔慰金の支給を受けることができない者)

第三十八条 次に掲げる遺族には、弔慰金を支給しない。

一 重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前に、第三十一条第一項第二号又は第三号に該当した遺族

三 禁錮以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予中の遺族を除く。）

(国債の元利金の返還の免除)

**第三十八条の二** 第三十二条の四の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属若しくは軍人軍属であった者又は準軍属若しくは準軍属において、その遺族と認定されていた者に第三十条に規定する国債の元利金が支払われている場合に準用する。

(準用規定) 第十六条第三項の規定は、弔慰金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同条第二項及び第三項の規定は、弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ弔慰金の請求又はその権利の裁定について準用し、同条第三項の規定は、第三十七条に規定する国債の記名者が死亡し同順位の相続人が数人ある場合において、その者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の

元利金の請求若しくはその支払又は同条に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

### 第三章 審査請求

(審査請求期間等)

**第四十条** 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年とする。

行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。

第一項に規定する処分又はその不作為についての審査請求書は、審査請求人の住所地の都道府県知事を経由して提出することができる。

(第四条第一項の政令で定める審議会等の意見の聴取)

**第四十一条** 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当つては、第四条第一項の政令で定める審議会等の意見を聽かなければならぬ。

(時効の完成猶予及び更新)

**第四十二条** 第四十一条第一項に規定する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

(第四章 雜則)

(障害年金等の支給期月)

**第四十三条** 障害年金、遺族年金及び遺族給与金（以下この条において「障害年金等」という。）は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであつた障害年金等又は障害年金等を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の障害年金等は、支給期月でない時期においても、支給する。

前項本文に規定する期月のうち、政令で定められたべき同順位の遺族が数人ある場合において、同条第二項及び第三項の規定は、弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ弔慰金の請求又はその権利の裁定について準用する。

(障害年金等の支払の調整)

**第四十四条** 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関してその者に必要な書類の提出を命ずることができる。

(受給権調査)

厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を提出を命ずることができる。

厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時差し止めることができる。

(時効)

**第四十五条** 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利は、これらを行使することができる時から七年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡又は担保の禁止)

前項本文に規定する期月のうち、政令で定める期月に支給すべき障害年金等は、これらを受ける権利を有する者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかるわらず、その前月に支給する。

(障害年金等の支払の調整)

して障害年金等が支払われたときは、その支払われた障害年金等は、その後に支払うべき障害年金等の内払とみなすことができる。障害年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分と合わせた部分についても、同様とする。

2

援護に関する書類及び第三十七条に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、所得税を課さない。

3 若しくは第五項、第三条第二項、第四条第五項又は第七条第三項、第六項若しくは第十項の規定に基づく政令等の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金（以下本条において「障害年金等」といふ。）を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令等で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをすることができる。

(政令等への委任)

**第四十九条** 第二条第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三条第二項、第四条第五項又は第七条第三項、第六項若しくは第十項の規定に基づく政令等の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金（以下本条において「障害年金等」といふ。）を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令等で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをすることができる。

(都道府県が処理する事務)

**第五十条** この法律に定める厚生労働大臣の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(都道府県が処理する事務)

厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時差し止めることができる。

厚生労働大臣は、正当事由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時差し止めることができる。

(事務の区分)

**第五十一条** 第四十一条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令及び厚生労働省令への委任)

この法律に特別の規定がある場合を除くほか、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に係る請求、申請又は届出の経由に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

(附則抄定)

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

**第四十三条の二** 障害年金、遺族年金又は遺族給与金（以下この条及び次条において「障害年金等」という。）の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分と

七条に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

**第四十八条** 障害年金、障害一時金、遺族給与金及び弔慰金並びに第三十七条に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

1 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

2 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

昭和二十七年四月一日において、軍人たるに  
よる増加恩給を受ける権利の裁定を受けている  
者については、その障害の程度に応する障害年  
金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定があつ  
たものとみなす。昭和二十七年四月二日以後に  
軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を  
受けた者についても、同様とする。

前項の場合において、当該増加恩給が恩給法  
第五十条第一項の規定による有期のものである  
に経過したものであるときは、その残期間)に  
ときは、前項の規定により裁定があつたものと  
みなされた障害年金については、その期間(そ  
の期間の一部が昭和二十七年三月三十一日以前  
に経過したものであるときは、その残期間)に  
つき、第九条第一項の規定による期限が附せら  
れたるものとする。

前項の場合においては、増加恩給と障害年  
金に併給しないで、障害年金の額が増加恩給の  
額をこえるときは、障害年金のみを、その他の  
ときは、増加恩給のみを支払うものとする。但  
し、障害年金の額が増加恩給の額をこえる場合  
において、その増加恩給につき担保権が設定さ  
れているときは、その担保権が存続する間は、  
この限りでない。この場合においては、その担  
保権が存続する間、その者に支給すべき障害年  
金の額から増加恩給の額に相当する額を控除す  
るものとする。

船員保険法の規定による障害年金又は遺族年  
金の支給を受けている者が、同一の事由によ  
り、この法律の規定による障害年金、遺族年金  
又は遺族給与金を受けることができるときは、  
その支給を受けることができる期間、船員保険  
法の規定による障害年金又は遺族年金の支給を  
停止する。ただし、遺族年金については、船員  
保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額  
(同法第五十条ノ三及び第五十条ノ三ノ二の規  
定による加給金を含む)が、この法律の規定  
による障害年金又は遺族年金の支給を受けること  
がある場合においては、その配偶者及びその子  
がこの法律の規定により支給を受けることがで  
きる遺族年金の額(遺族年金の支給を受けること  
ができる遺族が配偶者であつて、その者に船員  
保険法第五十条ノ三第一項の規定に該当する子  
がある場合においては、その配偶者及びその子  
がこの法律の規定により支給を受けることがで  
きる遺族年金の額を合算した額)をこえる部分  
については、この限りでない。

前項の者に対する、その者が、この法律の規  
定による障害年金、遺族年金又は遺族給与金を  
受ける権利の裁定を受けるまでの間に、同項の  
規定によつて停止すべき船員保険法の規定によ  
る障害年金又は遺族年金を支給したときは、同  
項の規定にかかわらず、保険給付として支給し  
たものとみなす。この場合においては、政令の  
規定による障害年金、遺族年金又は遺族年  
金の額(遺族年金については、前項の規定によ  
り停止すべき部分の額)に相当する額を、この  
おいても、その支払をすることができる。

附 則 (昭和二十七年一二月二六日法律第  
三三四号)

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十  
七年四月一日から適用する。

附 則 (昭和二八年八月一日法律第一六  
号)

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行  
する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一改正に關  
する経過規定)

昭和二十七年四月一日以後この法律の施行前  
に旧法第八条の二又は旧法中改正法附則第二条  
の規定により療養を受けることができた者であ  
つて、同期内に負傷又は疾病がなつたもの  
又はこれららの規定により療養を受けることができ  
たものと認定された軍人

軍属又は軍人軍属であつた者(第三十四条第二  
項又は第三項の規定により軍属とみなされる者  
を含む)が生存していることがこの法律の施  
行前に判明した場合においても適用する。

改正後の第二条第一項第三号に掲げる者又は  
その遺族に關し改正後の戦傷病者戦没者遺族等  
援護法を適用する場合においては、第七条(第  
一項中各号を除く)、第二十五条第一項及び第  
三十一条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあ  
るのは「昭和二八年四月一日」と、第十二条第  
二号及び第二十九条第二号中「昭和二十七年  
三月三十一日」とあるのは「昭和二八年三月  
三十一日」と、第十三条第一項及び第三十条第  
一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和  
二八年四月」と、第二十五条第一項中「昭和  
二十七年四月一日」とあるのは「昭和二八年四  
月二日」とする。

改正後の第三十二条第二項の規定により二以  
上の遺族年金の併給を受ける者に対して支給す  
る遺族年金のうち、この法律の施行の際現に支  
給している遺族年金以外の遺族年金の支給に關  
りでない。

この法律中第十二条の改正規定は、昭和二十二  
年四月一日から適用する。

この法律中第二条から第四条まで及び第七条  
の改正規定は、弔慰金に関しては、昭和二十七年  
四月一日から、障害年金又は遺族年金に關し  
ては、昭和二十八年四月一日から適用する。

改正後の第二十二条第二項の規定は、厚生大臣  
が国立保養所に收容した者の昭和二十八年四  
月一日からの在所について、適用する。

軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、  
祖父又は祖母のうち、この法律の施行前に婚姻  
(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情  
に入つてゐると認められる場合も含む。以下同  
じ)したことにより第二十九条の規定により  
遺族年金の支給を受けることができなかつた者  
又は改正前の第三十三条の規定により遺族年金  
を受ける権利を失つた者、その婚姻により氏  
を改めないもの(これららの者が婚姻した日以後  
この法律の施行前に第三十三条第一号から第四  
号までの一に該当した者を除く)は、この法  
律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得す  
るものとする。

前項の遺族年金は、昭和二十八年八月分から  
支給する。

改正後の第三十二条の二及び第三十八条の二  
の規定は、死亡したものと認定されていた軍人  
又は軍人軍属であつた者(第三十四条第二  
項又は第三項の規定により軍属とみなされる者  
を含む)が生存していることがこの法律の施  
行前に判明した場合においても適用する。

改正後の第二条第一項第三号に掲げる者又は  
その遺族に關し改正後の戦傷病者戦没者遺族等  
援護法を適用する場合においては、第七条(第  
一項中各号を除く)、第二十五条第一項及び第  
三十一条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあ  
るのは「昭和二八年四月一日」と、第十二条第  
二号及び第二十九条第二号中「昭和二十七年  
三月三十一日」とあるのは「昭和二八年三月  
三十一日」と、第十三条第一項及び第三十条第  
一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和  
二八年四月」と、第二十五条第一項中「昭和  
二十七年四月一日」とあるのは「昭和二八年四  
月二日」とする。

改正後の第三十二条第二項の規定により二以  
上の遺族年金の併給を受ける者に対して支給す  
る権利を有する者で、同一の事由による公務扶助  
料を受ける権利を有するもの(附則第十六項に  
規定する者を除く)は、この法律の施行の際、  
当該遺族年金を受ける権利を失う。

この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける  
権利を有する者で、同一の事由による公務扶助  
料を受ける資格を有するもの(同一の事由によ  
る公務扶助料を受ける権利を有するものを除く)  
は、厚生省令で定める期間内に厚生省令  
で定める事項を厚生大臣に届け出なければ、こ  
の法律の施行の際にさかのばつて、当該遺族年  
金を受ける権利を失う。

この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける  
権利を有する者で、同一の事由による公務扶助  
料及び当該軍人又は軍人であつた者が軍人以外

の公務員として在職したことにより支給される扶助料（以下「普通扶助料」という。）を受ける権利をあわせ有すべきものが、この法律の施行後、公務扶助料を選択したときは、その者は、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失うものとし、普通扶助料を選択したときは、その者に支給する当該遺族年金の額は、改正後の第二十六条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

前二項に規定する者については、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際に受けいる遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

軍人又は軍人であった者の遺族たるによる遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者があるものについては、当該公務扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、七万二千円（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条第一項に規定する配偶者にあつては、十九万三千二百円）とする。ただし、同法第八条の三第一項の改定率が一を上回る場合においては、これらの額にそれぞれ同項の改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額とする。

この法律の施行の際、現に障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八条又は第二十六条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

但し、この法律の施行の際に現に受けている障害年金又は遺族年金の額と特別措置法の規定によることからこの法律の施行の際に現に受けている障害年金の額は、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額と特別措置法の規定による年金の額は、改定後の第八条又は第二十六条の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額に満たない場合においては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改定後の第八条又は第二十六条の規定により受けができる障害年金又は遺族年金の額に満たない場合においては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額とする。

日本との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）は、この法律の規定による年金の額を控除した

が、当該拘禁中に死亡した場合（被拘禁者が軍人軍属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く。）で、かつ、厚生労働大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めたときは、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三百四十二条第一項の規定により支給するものをいう。）に関する規定を準用する。

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）の施行後被拘禁者が死亡した場合において、当該死亡の際、当該被拘禁者の死亡に関し、扶助料を受ける権利を有する者がある場合には、当該死亡に關し、前項の遺族年金は支給しない。

昭和三十七年十月一日又は同日後において、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同日以後、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第二百四号）による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百五十五号）附則第四十四条の規定により、公務扶助料を受ける権利又は資格を有するに至つたものの遺族年金については、附則第十四項から附則第十六項までの規定を準用する。この場合において、附則第十四項から附則第十六項までの規定中、「この法律の施行の際」とあるのは、附則第十四項については、「当該公務扶助料を受ける権利を有するに至つた際」と、附則第十五項については、「当該公務扶助料を受けれる資格を有するに至つた際」と、附則第十六項については、「当該公務扶助料及び当該普通扶助料を受ける権利をあわせ有するに至つた際」と読み替えるものとする。

附則第二十項に規定する者の遺族に関して改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第一項第一号及び第三十八条第三号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは、「昭和二十八年四月一日」と、第二十九条第一号、第三十三条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは、「昭和二十九年四月一日」とする。

第二項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは、「昭和二十八年四月二日」と読み替えるものとする。

附則（昭和二九年三月三一日法律第二百号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法第十七条第三項の規定による厚生大臣の指定を受けている医療機関は、第十九条の二第一項の規定による厚生大臣の指定を受けたものとみなす。

3 前項の医療機関は、この法律の施行の日から起算して三十日以内は、第十九条の二第三項の規定にかかるらず、いつでも、その指定を辞退することができる。

4 公務員（公務員に準ずる者を含む。以下同じ。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）附則第二十項の規定により遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しているときは、昭和二十八年四月以後死亡した（公務員が昭和二十九年四月一日以後死亡した場合においては、その死亡の日の属する月の翌年四月一日から、附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

5 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

6 前二項の規定により扶助料を給する場合において同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定により遺族年金の支給するものとする。

7 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。

8 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。

9 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。

10 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第二十項の規定による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）

2 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

3 この法律の施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法第十七条第三項の規定による厚生大臣の指定を受けている医療機関は、第十九条の二第一項の規定による厚生大臣の指定を受けたものとみなす。

4 公務員（公務員に準ずる者を含む。以下同じ。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）附則第二十項の規定により遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しているときは、昭和二十八年四月以後死亡した（公務員が昭和二十九年四月一日以後死亡した場合においては、その死亡の日の属する月の翌年四月一日から、附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

5 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

6 前二項の規定により扶助料を給する場合において同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定により遺族年金の支給するものとする。

7 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。

8 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。

9 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。

10 この法律による第三十四条の規定の改正による前二項の規定により扶助料を給する場合における扶助料の年額に相当する額の扶助料を給するものとする。









|  |
|--|
| 三<br>離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻した者<br>軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めたことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者（この法律による遺族援護法の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかるらず受けうることができる者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者）の父、母、祖父及び祖母にあつては、死亡した者の死亡の当時その者と同一戸籍内にあつた者を除く。）を含む。）で、遺族援護法の施行の日前において、離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをしていたものは、この法律の施行の際、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。 |
| 一　婚姻した日以後この法律の施行前に遺族援護法第三十一条第二号又は第四号に該当した者<br>二　離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻により氏を改めた者   |
| 三<br>前二項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条第一項の規定を準用する。  |
| 四　第一項及び第二項の規定により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の一表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。  |

|   |             |
|---|-------------|
| 5<br>第一項及び第二項の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する者の遺族として遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に關し、同法附則第十三項の規定を適用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。 |             |
| 昭和二十八年四月一日  | 昭和二十九年十月一日  |
| 昭和二十八年三月三十日   | 昭和三十九年九月三十日 |
| 昭和二十八年四月一日  | 昭和三十九年十月一日  |
| 昭和二十八年四月一日  | 昭和三十九年十月一日  |

|                                       |
|---------------------------------------|
| 6<br>(施行期日)<br>附 則 (昭和四〇年六月一日法律第九九号)抄 |
| 昭和四〇年六月一日                             |
| 昭和四〇年六月一日                             |

|  |
|--|
| 7<br>(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一項の規定) |
| 昭和三十九年十月一日   |
| 昭和三十九年十月一日   |
| 昭和三十九年十月一日   |

|                               |
|-------------------------------|
| 8<br>(附則 (昭和四一年七月一日法律第一〇八号)抄) |
| 昭和四一年七月一日                     |
| 昭和四一年七月一日                     |
| 昭和四一年七月一日                     |
| 昭和四一年七月一日                     |

|   |
|---|
| 9<br>この法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正する法律（昭和三十七年法律第百十五号）附則第六項及び附則第九項の規定の適用を受けていた者の遺族年金及 |
| 昭和三十九年十月一日  |
| 昭和三十九年十月一日  |





|                  |             |             |
|------------------|-------------|-------------|
| 第二十九条第一項第一号及び第四号 | 昭和三十四年一月一日  | 昭和四十二年一月一日  |
| 第三十条第一項第一号及び第四号  | 昭和三十三年三月三十日 | 昭和四十二年三月三十日 |
| 第三十条第一項第一号       | 昭和三十三年三月三十日 | 昭和四十二年三月三十日 |
| 第三十条第一項第一号       | 昭和三十三年三月三十日 | 昭和四十二年三月三十日 |
| 第三十条第一項第一号       | 昭和三十三年三月三十日 | 昭和四十二年三月三十日 |

附 則（昭和四四年七月一五日法律第六  
一號）抄（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。

二 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定の改正並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和四四年法律第九十一号）による法律（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

三 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二条第一項から第三項までに基づく遺族年金を受ける権利を有する者に關しては、同条第四項中「昭和三十二年一月一日」とあるのは、「昭和三十二年十月一日」と読み替えるものとする。

四 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

五 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置

六 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第三項第三号の改正規定及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

七 戰傷病者戦没者遺族等援護法第八条第一項及び第六項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

|             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 第三十六条第一項第一号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第二号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第三号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第四号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第五号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |

|             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 第三十六条第一項第一号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第二号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第三号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第四号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第五号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |

|             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 第三十六条第一項第一号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第二号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第三号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第四号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |
| 第三十六条第一項第五号 | 昭和三十四年四月一日 | 昭和四十二年十月一日 |

（遺族援護法の一部改正等に伴う経過措置）

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第三項、第四条第四項第二号、第二十三条第二項、第三十四条及び第三十九条の二第一項第一号の規定の改正並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和四四年法律第九十一号）による法律（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金、弔慰金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十五年九月三十日」とする。

第三条 昭和四十四年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の遺族援護法第八条第八項及び第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの遺族年金（死亡した者の配偶者及び子に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の前月末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が六十五歳未満であるときは、この法律による改正後の遺族援護法第二十六条第一項第一号中「十三万五千円」とあるのは、「十二万七千円」と読み替えるものとする。

第五条 この法律は、公布の日から施行する。

第六条 第一条から第六条までの規定による改正後の恩給法、恩給法の一部を改正する法律、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、恩給法等の一部を改正する法律及び国民年金法の規定並びに附則第十二条第一項、第十三条第二項、第十四条第一項、第十九条及び第二十二条の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

第七条 第二号

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第四条第四項第二号並びに第七条第一項及び第二項の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月と





















第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び  
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す  
る。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八**

号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則（令和五年三月三一日法律第九**

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

**第四条** この附則に定めるもののほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。（政令への委任）